

平成 29 年 10 月 31 日

《水産振興部》

◎土森委員長 水産振興部について、10月25日の審査における坂本茂雄委員からの質問に対し、水産振興部から資料提出の申し出がっておりますので、これを受けることといたします。

〈漁業振興課〉

◎岩崎漁業振興課長 先日の委員会で説明が不十分でございました新規漁業就業者支援事業費補助金及び担い手育成団体支援事業費補助金の決算状況について、御説明させていただきます。

本日、決算説明資料の185ページを抜粋した資料をお配りしております。中段の沿岸漁業担い手活動促進事業費のうち黄色のマーカーでマーキングした部分、新規漁業就業者支援事業費補助金及び担い手育成団体支援事業費補助金のところでございます。この両補助金の詳細をまとめましたのが1枚めくっていただきまして、新規漁業就業者支援事業費補助金と担い手育成団体支援事業費補助金の執行状況についての資料でございます。

まず、(1) 新規漁業就業者支援事業費補助金でございます。原則2カ年の研修でございますので、過年度から継続されている方18名、147カ月に加えまして、新規就業者8名、78カ月を見込みまして、これに見合う損害保険料を加えて合計で26名、225カ月で、3,248万8,000円の予算としておりました。実績としましては、過年度の研修生は1名が平成27年度中に研修を中断しましたことから、合計で17名、135カ月。新規に開始された方はそれぞれ研修の月数は異なりますが、見込みを上回ります12名、94カ月となりました。損害保険料を合わせますと、合計で29名、229カ月で、決算額が3,104万5,000円となりまして、差し引き144万3,000円の不用が発生したものでございます。なお、合計の実施月数について、予算の225カ月から実績の229カ月と、差し引き4カ月増加しているにもかかわらず不用額が発生する主な要因としましては、この12名の新規就業者のうち4名の指導者が二親等以内であったことから、報償費が不用になったことが挙げられます。また、新規に研修を開始された研修生12名のうち1名が3カ月で研修を中止されております。

次に、(2) 担い手育成団体支援事業費補助金につきましては、過年度から継続されている方3名、36カ月に加えまして、新規開始者3名、36カ月を見込みまして、これに見合う損害保険料、用船料を加えまして、合計で6名、72カ月、1,282万2,000円の予算としておりました。実績としましては、過年度の3名、36カ月と、新規に開始された方は4名おいでますが、このうち1名が周年の実施、また、平成29年の1月より開始された方が3カ月実施しましたので、合計15カ月でございます。残り2名のうち1名は13日、もう1名は2カ月で研修を中止しております。中止した方も含めた実施月数は合計で17カ月となり、損害保険料を合わせまして合計で7名、53カ月、決算額は943万円となり、差し引き339

万 2,000 円の不用が発生したものでございます。

説明は以上でございます。

◎土森委員長 ただいま説明がありました、何か聞いておくことはありますか。

◎坂本（茂）委員 ここで一番聞きたかったのは、例えば途中でやめたりした場合には、減額するかどうかです。それでいうと減額することになっているわけですね。ただ一方でこの制度として、例えば（１）で見たときに予算で組んでいた分で、過年度研修生が 18 名だったのが 17 名になったと。そしたら 1 名分余るからといって新規開始人数をふやしてかまわないのかということです。

◎岩崎漁業振興課長 トータルで事業を実施いたしますので、委員がおっしゃられたような運用は実際にさせていただいております。

〈漁港漁場課〉

◎清岡漁港漁場課長 お手元に 3 枚つづりの下の端に表が入ったペーパーが入っていると思います。これに基づき御説明させていただきます。

漁港における沈廃船対策の実績と今後の見通しについて、説明させていただきます。

まず、県管理漁港における沈廃船対策の現状につきまして、上の表に平成 24 年度からの経緯を示させていただいております。上段には所有者判明船の表を載せております。過去 5 年間に年平均 30 隻余りが自主的に撤去され、右の累計にございますとおり、156 隻が撤去されております。しかしながら、右端の欄、未処理船として 149 隻の放置艇が現在も残っております。このため対策としまして、下段の 2 今後の沈廃船処理の見通し、（１）にありますとおり、今後とも所有者による自主撤去の原則にのっとり、撤去文書の送付や口頭での指導などを継続してまいります。

また、沈廃船等処理委託料で処理を行っております所有者不明船につきましては、上の表の 2 段目の累計に示しますとおり産業廃棄物処理として 64 隻、簡易代執行により 52 隻、計 116 隻をこの費用で処理しております。その下段にあります 56 隻が、当初は所有者が不明であったものの簡易代執行による法的手続を進める中で所有者が自主的に撤去したもので、全体で計 172 隻が現在処分されております。このため、右端の未処理船の欄にございますように、所有者不明船は現在 42 隻まで減少しております。

加藤委員から質問がございました不用につきましては、表の所有者不明船、自主撤去の平成 28 年度の欄をごらんください。当初、14 隻の処理を考えておりましたが、そのうち 9 隻を所有者みずから撤去したため、この分が不用として上がってきております。今後の対応としましては、下の項目 2 の（２）にありますように、今年度は 5 港で 13 隻の簡易代執行手続を現在行っており、年度内に処理を行う予定でございます。また、来年は宇佐漁港で 6 隻の簡易代執行を現在予定しております。残りの所有者不明船につきましても、所有者探索を最優先に行いまして、所有者を特定できなかったものは、簡易代執行による法

的手続を進めて処理する計画といたしまして、平成 34 年度の解消を見込んでおります。

次に、平成 28 年度から取り組んでおります市町村管理漁港の現状につきまして、御説明させていただきます。中ほどの表をごらんください。上段、所有者判明船につきましては、20 隻が自主撤去され、現在、漁港内に放置されているのは 221 隻でございます。下段、所有者不明船につきましては、市町村管理漁港沈廃船処理推進事業費補助金で支援を行っております。産業廃棄物処理した 8 隻に、当初は所有者不明であったが探索により所有者が判明し、自主撤去された 2 隻を加えますと 10 隻が処分されております。現在、漁港内に放置されているのは 150 隻でございます。沈廃船の取り組みを行う中で所有者探索を進めることにより、所有者が自主的に撤去を行うなどの効果が見られてきておることから、今後につきましては、引き続き市町村に対して簡易代執行などの法的手続に関する説明会を継続して行うとともに、所有者による自主撤去をさらに促すため、文書の通知や口頭による所有者への対応についての指導を市町村に対して行っていく予定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

◎土森委員長 質疑はないですか。

(なし)

◎土森委員長 以上で、水産振興部を終わります。

以上をもって、本日の日程は終了いたしました。次回は、11 月 2 日に開催し、健康政策部、商工労働部の決算審査を行います。開会時刻は、午前 10 時といたします。

これで、本日の委員会を閉会いたします。 (17 時 7 分閉会)